

大蔵委員会建設委員会連合審査会議録第二号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)
午前十一時十三分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 川野 芳満君

理事 岡野 清蔵君 理事 北澤 直吉君

理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君

理事 前尾 繁三郎君 理事 河田 賢治君

理事 内藤 友明君

委員 又十郎君 甲木 保君

佐久間 徹君 田中 啓一君

苦米地 英俊君 西村 直巳君

三宅 則義君 前田 榮之助君

宮腰 喜助君 竹村 奈良一君

田島 ひで君

建設委員会

委員長 淺利 三朗君

理事 内海 安吉君 理事 江崎 真澄君

理事 田中 角榮君 理事 笹森 順造君

井手 光治君 池見 茂隆君

越智 茂君 瀬戸山 三男君

三池 信君 宮原 幸三郎君

八百板 正君 小松 勇次君

増田 連也君 村瀬 宣親君

出席政府委員

大蔵事務官

(主計局長) 河野 一之君

大蔵事務官

(管財局長) 吉田 晴二君

建設事務官

(都市局長) 八嶋 三郎君

委員外の出席者

参議院議員

佐々木鹿蔵君

總理府事務官

(地方自治庁 監理課長) 細郷 道一君

参議院参事(法制局第三部長) 中野 哲夫君

大蔵委員 椎木 文也君

大蔵委員 黒田 久太君

大蔵委員 西畑 正倫君

建設委員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

会専門員 西畑 正倫君

本日の会議に付した事件

旧軍港市転換法案(佐々木鹿蔵君外

二十二名提出、参法第二号(予)

昭和二十五年年度における災害復旧事

業費国庫負担の特例に関する法律案

(内閣提出第二二五号)

○川野委員長 これより大蔵委員会、

建設委員会第二回連合審査会を開会い

たします。

前会に引続き昭和二十五年年度におけ

る災害復旧事業費国庫負担の特例に関

する法律案及び旧軍港市転換法案を一

括議題として質疑を進行いたします。

前田(衆委員) ただいま上程になつ

ております旧軍港市転換法案につい

て、提案者の御意思をお伺いいたした

いのでございますが、この旧軍港四市

を特別都市として、国及び関係官庁の

援助のもとに平和都市としての再建を

はかるうとする点は、われ／＼も了解

できるものであります。当然そうせな

ければならぬと思うのであります。こ

の條文を通覧いたしますと、いろいろ

その方途が載せられてありますが、

第一にお伺いを申し上げますのは、こ

の目的が、軍港というものを日本の国

からなくして、憲法第二章第九條による

日本を、すべての軍備施設をなくした

平和国家にせなければならぬという精

神にのつて、連合国側の意向をわ

れわれの付度いたしたところによりま

す、日本になお軍事基地があり、あ

るいはまた軍備の再建をするのじやな

いかという猜疑心がなお連合国の中

にあるやに盛んに報道されるのであり

ます。従つてこの際日本がかかる軍と

いう名前のつくものを拂拭して、名実

とを平和国家の再建という意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

平和的国家的再建の意味からも、また

が、提案者は、この第四條をこの法文

に掲げられた点については、いろいろ

内容があると思うのでありますが、こ

の点に対するお考えを伺いたい。

○佐々木(鹿)参議院議員 第一に重点

はどこにあるかという御質問ござい

ましたが、第一に、平和産業都市、港

湾都市にするという点に重点をおきま

して、その問題が解決いたしますと、

次に起る問題は、産業都市にしなければ

ならぬ。そこで産業都市にしますに

は、何と申しまして、両市とも疲弊困

憊して財力のない都市でありますか

ら、やはり他の有力な工場を誘致して

仕事をさせ、またその仕事によつて、こ

の優秀な技術者を生かすことを考え

ておりますので、この宣言を完成いた

しますと同時に、日本のあらゆる会社

の誘致に努めたい。この誘致のことに

ついては、G H Qの方におかれまして

も、元の軍港の形を残す方法ばかりは

しくないというふうな御指示もござい

ますので、それに沿つて、なるべく平

和産業を起して行きたいということを

考えております。その平和産業の中で

も、今私どもの知つておる範囲で、

私は呉の者でございますから呉のこと

から申し上げます、日本の平和の基本に

なるべき紙が不足しております。その

紙をつくること、東洋パルプという有力な

会社があること、東洋パルプという有力な

輸出品としては、日本というものが、

輸出品としては、日本というものが、

輸出品としては、日本というものが、

輸出品としては、日本というものが、

輸出品としては、日本というものが、

輸出品としては、日本というものが、

りませんが、五十トンがらみにすると
いうことも輸出において可能だとい
うようなことも考へておられますので、こ
のような工場を興に起し、またこの工
場を誘致するといふように、平和産業
になるべく持つて行きたいといふこと
でございますが、いかにせん、その平
和産業を起すべき基本のこの譲渡がな
かなか容易でございませぬ。そこで公
共団体を現在の法律では二割以内とい
ふことになつておりますが、これをこ
の四市とも二割くらいな程度で拂下げ
をしてもらいました場合には、實際を申
しますと、たとえば学校の拂下げをす
るときは、坪当たり七千円、六千五百円
というふうなことにしかならないので
あります。そうすると、われわれはい
ささか専門家でございしますが、あのよ
うな古い拂下げをもらうより、新規に
建てる方が安いではないかといふこと
が大部分であります。そういう不便
を感じますので、五割下げてもらいま
しても、あまり安過ぎたといふ感じは
起りません。今までの大蔵省と市との
交渉において、二割下げてもらつたも
のが高きに位しておるので、五割くら
いまで行くことが妥協であらうといふ
ことで、五割を提案した次第でありま
す。なおこれは四條の一項でございま
すが、二項につきましては、やはりそ
のような考へ方で、根本的には五割程
度引いてもらわなければ産業人は来な
いであらう。今のようないふ額で、い
かめしい方法では産業を誘致しようと
考へましても参りませんので、やはり
四條の二に該当するような精神をもつ
てやりたい。しかしながらこれを五割
引とか、何とかいふことを、ここに明
記いたしますと、非常な難関につづか

るといふおそれをおもひまして、このす
べては審議会においてやる。つまり審
議会は政府の者も入り、また学識経験
者が入つて、適正公平にこれを配分す
るという方針でございしますから、国の
ためを思い、その都市のためを思い、
また産業人の立場を考へてこれを処理
くださるということに願つております
から、すべては今私が申し上げたよう
な気持ちをもつて提案をいたしました
が、その後の運用につきましては、や
はり審議会にあげて全部お願いする
といふ考へ方でありませぬ。

○瀬戸山委員 簡単に二、三提案者並
びに政府当局に対して御質問を申し上
げます。ただいま提案者の方から御説
明を大体伺つたのでありますが、私と
も第一條の目的には衷心より賛成い
たしております。先ほどお話がありま
したように、日本が一切の戦争をしな
い。従つてすべての軍備を持たないとい
ふ宣言をいたしました以上、元
の旧軍港が軍港の状態で存続されるこ
とは、きわめて憲法の精神に反する
と思ひますので、これを平和産業都市に
転換し得るという法案を提案された方
方のお気持ちに対しては、敬意を表して
おります。ただしこの法案の二、
三の点については私も不明にしてま
だよくわかりませんので、そこをはつ
きりさせるために御質問をいたすわけ
であります。

そこでまず先ほどお話がありまし
たから、その点は繰返します。この
軍港都市を平和産業港都市に転換す
るという計画は、まだ法律ができたわ
けでもありませんから、明確にそれを
お尋ねするといふことはむづかしい
かもしれません、先ほどの御質問にお

答へになりました点では、私も理
解がつきにくいのであります。そこで
第一に平和産業港都市に転換するの
だとしてありますが、先ほどの御提案
者の御説明では旧軍港の用に供して
つた各種の設備を活用いたしまして、
平和産業その他の転換したい。こ
ういふお話であります。ところがこの
法文に現れましたところでは、大体
その転換の処置が第四條、第五條に規
定されておりますけれども、これは学
校その他医療施設、社会事業施設もし
くは引揚者の寮、さうなものに転換
するのだ。そうしてそれらに対して元
の旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等
に関する法律では、二割もしくは三割
以内といふように、公共団体に對して
譲渡するときはさうな便宜をはか
つておるけれども、それではこの四市
の財政その他からまかない切れないか
ら、かような特例を今日きめたい。こ
れは一応わかるのであります。先ほど
御説明にもありましたように、これに
書いてありますことは、いわゆる公共
団体の公共施設に転換するといふこと
でありまして、産業その他の施設に転
換するといふことは、一つも書いてご
ざいませぬ。その点についてはこれは
どうも法律化するのにはきわめて困難な
事情がある。一般私企業に對して国有
財産を五割引などにするのは困難であ
ると言われましたが、それを審議会に
よつてやるのだ。こういふふうになつ
ております。ところが第六條に審議会
の規定がありますけれども、この審議
会にかけられるべきものは第四條もし
くは第五條のすべて公共団体に譲渡も
しくは譲與する場合のみと書いてある
のであります。審議会にかけて私企

業に對して、いわゆる平和産業に転換
する処置をこれとられるといふ先ほ
どの説明は、了解に苦しむのでありま
す。その点はどういふふうになつてお
りますか。

○中野参議院法制局第三部長 法律的
な点にわたりますので、私からお答へ
申し上げます。

第四條の第一項一、二号はその本
文で書きました通り、旧軍用財産の貸
付及び譲渡の特例等に関する法律の第
二條第一項と三條一項の規定をかえま
して、二割を五割、三年を十年、こう
いたしましたのですが、その他の点につ
いては、この特例法という原則法が適用
になるのでございします。従ひまして四
條の第二項で前項に定めたさういふ五
割あるいは十年といふもののほかにつ
いては、原則法の運用の際には旧軍用
財産をこの転換計画に役立つようにで
きるだけの範囲で法律を運用すべきこ
とを規定いたしておるのでございま
す。第五條は、国有財産法の第二十八
條では一定の用途に供する場合に無償
譲渡、つまり譲與をしてもいいよ、こ
う書いてありますので、無償譲渡を必
要とする場合にはこの規定が動くので
すが、この第六條の審議会は、前二條
でございしますので、第四條の一項の場
合も、二項の場合も、第五條の場合
も、いずれも五割引の点は適用はあり
ませんが、たとえば第四條一項二號の
十年以内の延期の特約は民間会社に對
してはこの規定によつてできるのでご
ざいまして、二割引の範囲内において
売るといふことは原則法が働いて民間
会社に對しても売れるのでございま
す。それで、それらの処分をやりやす
ために第六條には相手方あるいは財産の範

圍、譲渡価額、延納期限その他の重要
事項について調査審議する、こういふ
ことで、法律的にただいま御質問のこ
ざいました民間会社に譲渡する場合も
審議会の議に付さなければならぬ。こ
ういふことに相なると思ひます。言
いかえますと一般的に他の都市に對して
旧軍用財産あるいは国有財産を原則通
りに譲渡しあるいは貸し付けるといふ
ような場合には、今の法律上は審議会
の議を経ることを要しないのでありま
すが、この場合は四條の二項、第五
條等によつて相當の物的財産の譲與
をするといふことになりましますので、
事の慎重を期して特にこの法律の場合
は一般的にさういふ処分について審議
会の議を経べきこととしたしておるわ
けであります。

○瀬戸山委員 大体わかりましたが、そ
うすると第六條の「前二條に規定する」
といふのは、前二條の場合といふので
なくて、前二條の場合ももちろん、前
二條といふのは公共団体だけを相手方
にしておるのでありますが、前二條の
場合以外の一般の個人といひますか、
私企業に對してもこれで処理するとい
ふことになるわけなのでございま
す。

○中野参議院法制局第三部長 ちよつ
と法律的にこまかく恐縮なのでござ
いしますが、前二條のうちの第四條につ
いて申し上げますと、第四條一項の本文
に「旧軍港市の都市計画又は特別都市
計画の区域内において有する旧軍用の
土地、施設その他の財産を、旧軍用財
産の貸付及び譲渡の特例等に関する法
律の例により、処理することができ
る。」こういふ規定によりまして、こ
こで二號二項と特例を設けた以外の点

で、ただこういう法案が成立しました
で上は、その措置につきましては、先

る面におきましては、相当現在の状況以上に措置をする必要があるのでは

特別都市計画法の適用があると書いたもので、それはいろいろの計画があり得るのですが、その地域的な、

のじやなからうかと解釈するのであります。もつと内容をせんに詰めて申し上げますならば、都市計画法の第一條

第五條に、「国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法第二

その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與しなければならぬ。」とあるのであります。このごろからような特別法がいろいろ出てまいりまして、いわゆる国の普通財産を、国有財産法の規定にかかわらず云々という、これが大体この特別法の主たるねらいのようになっておるのではありませんが、本法案については、ほかにもいろいろそれと違つた規定がございます。さきに出来た長崎、広島の一過般衆議院を通過して、ただいま参議院にかかつております別府国際観光都市法案と同じような規定があるのであります。ところがこの第五條については、普通財産を譲與しなければならぬとあるが、前にできました三つの法律には、譲渡という言葉を使われておるのではありませんし、譲與という言葉を使われておるものもあります。その場合はすべて譲渡もしくは譲與することができると書いてあります。あまり法律的なことを言うて申訳ありませんが、この譲與という言葉は、ただでやるということ、ほかに解釈はつきません。ただやらなければならぬというように規定しておるのであります。国会でつくりましたほとんど類似の法律に対して、特にかように強い意味を持たせた提案者の気持をお伺いしたいと思ひます。

○中野参議院法制局第三部長 ただいまの御趣旨もつともでございます。私もこの立案にお手伝いいたしました。この法案は、必要があると認めるときは、ただいまお話の通り譲與することができるとしたのでございますが、実は関係方面との折衝の際に、なるべく国会から提案される法案は立法者が政府に裁量の余地を與えないように、法律を執行すればいいような形に立法すべきではないか、こういう関係方面の強いかつ相対時間切りの意見でございまして、「普通財産を譲與しなければならぬ。」こう書いて、立法機関が立法によつて政府の行政行為を牽束するということはつきりしたかどうかという意見に就つたのであります。ただこれをどうしても譲與しなければならぬ、不適当な場合でも、それはこの規定で譲與を強制されるのかという点については、第一行目にあるように、必要があると認めるといふ場合には譲與しなければならぬが、その当該財産等と見合せてその必要がない、この政府が認定をすれば、必ずしも普通財産を譲與しなければならぬという拘束は受けないという解釈の余地もあり得ると考えまして、そういうふうな立案になつたのでございます。ちよつと経過をお答えいたしました。

○瀬戸山委員 もちろん国会が、たとえば旧軍港市転換法によつて、第一條の目的に適するようになすにしなければならぬと決議いたしました以上は、それに必要な、たとえば国有財産でありまして、これを政府に對してもしくは大蔵省に對して譲渡してくれませんかなどと相談はいたしません。これは必要であるということ、国会で決議いたしますれば、これはただでやらなければならぬという規定を設けるのは当然であります。その精神は私はよくわかりますが、あなたはこの前に出された法案にタッチされたかどうかかわかりませんが、同じ国会でできたものがさういう二、三にわかれるというのは、私は何か特別な事情がなければ、それは関係方面が言われたかどうか知りませんけれども、すべて関係方面を通じて来ている法律でありまして、それが三つ出れば、三つの規定を同じことにしなければならぬ。特にこの法律に強い意味を持たせなければならぬ理由がありまして、私も、私どもはこの規定に反対というわけではないのですけれども、同じ国会を通過する法律に、三つも四つも違つた規定をするという国会の気持がよつと了解に苦しむので、その点何かこの法律については特にさういふ規定をする必要があるのだ、ほかの法律では、譲渡は譲渡しもあります。ただでやることもあります。それは大体やつてもやなくていいのだというふうに、やわらかく規定しながら、これをさうしなればならぬのだという特別の理由がありまして、私も、私もそこまで深く考へておりませんが、ありましたら参考のため聞かしていただきたい。

○佐々木(鹿)参議院議員 厳密に法律的に御質問したとまことに恐縮ですが、ほとんど言葉がないのであります。私も、私もさういふのであります。また交渉に数回参りましたが、向うのさういふ通りの通りのがいろいろあるというふうな、あさはかな考えをもちまして、このようにしようということに甘えて、このような提案をいたした次第であります。どうしてもこれでなければならぬという根本的な考え方はないの、向うさんのおさしずを厳密に守るという意味でさういふことにいたしましたのでありますから、どうか御了承願ひます。

○瀬戸山委員 くだいようであります。が、首都建設法というものも今参議院にかかつておると思ひます。この首都建設法の経過を話しますと、あれにも譲與という言葉が使つてある。ところが関係方面では、さういふのはけしからぬ、譲渡でなければならぬ。それで譲渡にかかつて衆議院を通過しております。そこでそれについてとやかく申してもしかたがないのであります。が、大蔵省のこれに対する見解を承つておきます。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの点につきましては、大蔵省としては、なるべく法文は統一してある方がよろしく、な事務の執行上けつこうであるといふふうに考へております。

○瀬戸山委員 統一されればけつこうであるといふような言葉を聞くのではありません。普通財産をただでやるのだという規定を国会で設ける意思がある場合、先ほどの第四條と同じような内容について、御意見を承つておきたいと思ひます。

○吉田(晴)政府委員 これは先ほど中野部長から御説明のありました通り、旧軍港市転換事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、当然財産を譲渡しなければならぬ、さういふことになるわけでありまして、この規定をここに挿入された御見解を承りたい。

○中野参議院法制局第三部長 お話のよりに、この案を起案いたします際には、横須賀旧軍港市転換法、あるいは旧軍港市転換法というぐあいに、四つの特別法をつくることも考へてみたのでございますが、この問題については四市がほとんど過去における事情、

場合に、おそらくこの都市以外にも生産の二環として付属設備があると思うのですが、そういう場合にはこの都市以外に存在する付属設備もこの中に含まれるのであります。

○吉田(晴)政府委員 特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産ということになつておりますので、その以外の土地にあるものについてはこれは適用がないというふうに考えております。

○宮腰委員 おそらくこの都市外でも関連した密接な設備があると思うのですが、その設備を使用しなければこの都市内にある工場なり施設が完全に運営できない場合も生ずると思ふので

す。
○中野参議院法制局第三部長 都市計画の地域の中に母体となるような設備がありまして、それと一体となつて運用されるような設備、それがきわめて密接に関連しておるといふ点は解釈としてそのものに及ぶべきであらう。その工場で使つておつたからといつても、相当距離が離れて、関連もないようなものについては、この法律では適用がないものと考えております。

○川野委員長 瀬戸山委員の質問に對しましては、午後答弁させることにいたします。

午前はこの程度にいたしまして午後一時半から再開いたすことにいたします。

午後零時二十四分休憩

午後四時二十三分開議

○前尾委員長代理 休憩前に引き続き建設委員会、大蔵委員会の連合審査会を開きます。

旧軍港市転換法案を議題として質疑を続行いたします。先刻旧軍港市転換法案に対する瀬戸山委員の御質疑において、主計局長の答弁が保留されておりましたので、この際主計局長の答弁を求めます。

○河野(一)政府委員 旧軍港市転換法案につきましては、成立のあかつきは当該地方団体の住民投票をすることになつております。この経費は国庫の負担となつておるのでありますが、長崎、広島、例を見ますと、大体一都市三百万円程度にかつておるようであります。従つて四都市で千二百万円程度の金でありますので、既定経費の中から十分支弁できるのではないかとこのうに思つております。

○前尾委員長代理 以上をもちまして連合審査会を閉じることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和二十五年四月二十二日印刷

昭和二十五年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所